

第2章 労使紛争の調整

第1節 労使紛争調整の概況

行政執行法人の元年中の調整事件数は、調停が2件（本局扱い）で、いずれも新規係属事件であり、これを法人別にみると、独立行政法人国立印刷局（以下「印刷」）と独立行政法人造幣局（以下「造幣」）の調停申請が各1件となっている（第41表参照）。

第41表 調整区分別法人別調整事件一覧

区 別	印 刷	造 幣	計
調 停	1	1	2
合 計	1	1	2

（注）元年は、あっせん事件及び仲裁事件はなし。

以下、第42表、第43表も同じ。

さらに、申請事項別では、印刷と造幣の2件は「賃金その他の給与に関するもの」となっている（第42表参照）。

第42表 申請事項別調整事件一覧

区 別	団体交渉 の手続き 方法に関 するもの	賃金その 他の給与 に関する もの	勤務時間・ 休日・年休 等に関する もの	退職取扱 等に関する もの	その他	合 計
調 停		2				2
合 計		2				2

具体的には、全印刷局労働組合（以下「全印刷」という。）及び全造幣労働組合（以下「全造幣」という。）から5月8日に調停申請された2019年度新賃金紛争に関する事件である。

新賃金紛争に関する事件の処理状況を見ると、いずれも調停成立、即ち、調停案をもって解決が図られた（第43表参照）。

両調停事件は、組合要求に対し、印刷当局は「民間企業の賃金交渉妥結状況等を十分に把握していないことから、現段階において、具体的に回答できる状況にない。日本経団連等民間企業の労使の公表やマスコミの報道等による現時点での感触としては、

多くの企業が6年連続となるベースアップを実施する傾向にあると感じている。よって、当局職員の給与については、今後、特段の事情がない限り、賃金を改善する方向で検討する状況が整ったとは考えられる。しかしながら、日本の企業数の99%を占め、労働者の7割が働く中小企業の賃金動向を把握しきれていない現段階にあっては、民間賃金の動向を十分に把握できたとは言えないことから、具体的な回答はできない。」とし、造幣当局は「今春の民間賃金の賃金引き上げの動向は、昨年ほどの勢いはないものの、賃金引き上げを実施する方向の企業が多いものと承知している。このため、今年の職員の給与については、あくまで現時点での今春の民間企業の賃金動向や過去5年間における民間企業の賃金動向を総合的に勘案すれば、今後、特段の事情がない限り、引き上げを検討し得る状況にあると考える。ただし、職員の給与を決定するにあたり、今後も公表される民間企業の賃金動向を十分把握したうえで、慎重に検討する必要があることから、現時点で具体的な回答ができないことをご理解いただきたい。」として、双方とも具体的な有額回答を行わなかったことから、組合が自主交渉を打ち切り申請してきたものである。

中労委は、同月22日の行政執行法人担当委員会議で調停委員会の設置を決定し、24日に事情聴取、30日に調停委員会共同会議及び労使委員の意見陳述、6月3日に個別折衝を行うなど作業を進め、「1人当たり0.33%相当額の前資をもって引き上げること」とする調停案を関係各労使に提示した。

関係各労使は翌日の4日に受諾し、解決したものである（第43表参照）。

第43表 調整事件の処理状況

	区 別	印 刷	造 幣	合 計
調 停	成 立	1	1	2
	打 切			
	取 下			
	継 続 中			
合 計		1	1	2